

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令

。 徳島県副知事の担任意務に関する規程（平成二十八年徳島県訓令第9号）は、廃止する

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。